

新島村役場▶TEL 04992(5)0240 代表
若郷支所▶TEL 04992(5)0181
式根島支所▶TEL 04992(7)0004

FAX 04992(5)1304 e-mail:yakuba@nijijima.com
FAX 04992(5)1572 e-mail:wakagou@nijijima.com
FAX 04992(7)0439 e-mail:shikinejima@nijijima.com



にいじま

2012 12月号



平成 24 年度新島村民表彰式

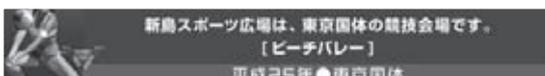
11月23日勤労感謝の日に住民センター2階集会室で新島村民表彰式を開催。自治功勞、生活福祉功勞、教育文化功勞、産業功勞で12名が受賞しました。長年、村の島づくりのためにご尽力いただきありがとうございました。

新島村の財政公表	2
村のできごと	7
新島村職員の給与状況	8
年末年始公共施設休業案内	13
選挙告知	14
お知らせ	16

新島村の世帯と人口

世帯数	: 1,375 戸 (0)	出生	0
村人口	: 2,991 人 (+2)	死亡	2
本村地区	: 2,110 人 (+1)	転入	6
式根島地区	: 555 人 (+1)	転出	2
若郷地区	: 326 人 (0)	その他	0

(平成 24 年 11 月 1 日現在 (カッコ) 内は前月比)



新島村の財政公表

みなさんが納める税金などは、わたしたちの暮らしにいろいろな形で使われています。昨年度のお金の使い道などを平成23年度決算としてお知らせします。また、現在の財政状況を平成24年度上半期（4月～9月）の予算状況としてお知らせします。

23年度の決算状況は表1～表7、24年度上半期の予算状況は表9～表11のとおりです。

表1：平成23年度一般会計の歳入（収入）

歳入（収入） 41億7,053万円			
自主財源 9億494万円 21.7%	村税	3億4,927万5千円	8.4%
	財産収入	4,297万1千円	1.0%
	使用料・手数料	7,083万6千円	1.7%
	負担金・分担金	2,071万3千円	0.5%
	寄付金	70万5千円	0.0%
	繰入金	1億3,390万円	3.2%
	繰越金	2億8,654万円	6.9%
依存財源 32億6,559万円 78.3%	国庫支出金	1億9,317万8千円	4.6%
	地方交付税	13億1,615万8千円	31.6%
	地方特例交付税	921万9千円	0.2%
	都支出金	13億2,440万7千円	31.8%
	村債	2億5,801万9千円	6.2%
	その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	1億6,460万9千円	3.9%

表2：平成23年度一般会計の歳出（支出）

歳出（支出） 40億205万2千円			
義務的経費 10億2,621万3千円 25.6%	人件費	6億9,938万2千円	17.5%
	扶助費	7,380万4千円	1.8%
	公債費	2億5,302万7千円	6.3%
投資的経費 11億4,034万5千円 28.5%	普通建設事業費	11億4,034万5千円	28.5%
その他経費 18億3,549万4千円 45.9%	物件費	8億1,353万2千円	20.3%
	維持補修費	7,538万7千円	1.9%
	補助費など	1億8,209万7千円	4.5%
	積立金	2億2,267万2千円	5.6%
	投資・出資金	0円	0.0%
	貸付金	2,605万円	0.7%
	繰出金	5億1,575万6千円	12.9%

決算・予算・会計について

1. 決算とは？
 村の仕事は予算に沿って行います。4月1日～翌年3月31日まで1年間を1会計年度といい、この1年間の収入と支出、これともなう借金や貯金などの計算が決算です。

2. 予算とは？
 予算とは、1年間にかかる収入と支出について見積もりを立てる

こと。また、この内容をいいます。新島村では広報にいじま5月号で毎年お知らせしています。

3. 会計の分け方
 村には2つの会計があります。一般会計と特別会計です。村に入りするお金のすべてが、性質によって2つに分けられています。それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）があり、お金の出入りを別々に管理します。財布が2つあると

歳入・歳出について

▼1つめの財布『一般会計』
 福祉・教育・ゴミ処理など、村の基本的な事業を管理。村の会計の中心です。平成23年度の歳入と歳出は表1、表2のとおりです。

▼2つめの財布『特別会計』
 特定の事業を行うための会計です。条例に基づき設置します。新島村には10の特別会計があります。平成23年度の歳入と歳出は表3のとおりです。

1. 一般会計・歳入（収入）
 歳入に充てるものを指します。1年間に村に入るすべてのお金です。歳入はいくつかの観点で大きく2つに分けられます。

(1) 自主財源と依存財源

▼自主財源
 村の中で調達できるお金です。みなさんが納める村税が主な収入源です。自由に使い道を決めることが出来るため、この割合が高いほど、財政の自主性と安定性が高いといえます。

▼依存財源
 国や都から使い道や金額が決められ、交付されたり借り入れたりするお金です。

(2) 一般財源と特定財源

▼一般財源
 使い道が特定されないお金を使います。依存財源の地方交付税や



表3：特別会計の種類と平成23年度 特別会計の歳出・歳入

歳入（収入）19億4,634万1千円 歳出（支出）19億2,901万6千円			
特別会計の種類	歳入（収入）	歳出（支出）	差し引き額
1. 連絡船事業	8,776万9千円	8,776万9千円	0
2. 簡易水道事業	1億2,694万1千円	1億1,347万2千円	1,346万9千円
3. と畜場事業	77万円	77万円	0
4. 国民健康保険診療所	4億3,935万3千円	4億3,935万3千円	0
5. 国民健康保険事業	5億6,782万8千円	5億6,782万8千円	0
6. 後期高齢者医療事業	8,122万3千円	8,086万2千円	36万1千円
7. 下水道事業	2億7,542万円	2億7,542万円	0
8. 温泉ロッジ事業	1,932万9千円	1,932万9千円	0
9. 介護保険事業	3億4,253万円	3億3,621万7千円	631万3千円
10. 災害援護資金貸付事業	517万8千円	799万6千円	△281万8千円
合計	19億4,634万1千円	19億2,901万6千円	1,732万5千円

▼基金（貯金）
村には12種類の「基金」がありま

村の貯金と借金は？

支出の目的を基準にした分け方です。新島村の目的別の歳出は14に分類されます。5ページの表10をご覧ください。

▼特定財源
使い道が特定されているお金をいいます。依存財源の国庫支出金・都支出金・使用料や手数料などがあげられます。

2. 一般会計・歳出（支出）
一年間に払う予定のすべてのお金です。性質別と目的別に分けられます。地方自治体の財源体質を分析するうえでの重要なポイントです。

(1) 性質別の分類
▼義務的経費
支出が義務づけられ、任意に削減が難しい経費。この割り合いが高いと財政構造が硬直しているとされます。人件費、扶助費、公債費があります。

▼投資的経費
道路や公園、学校、公営住宅などの新増築に充てる経費。新島村は、普通建設事業費が該当します。

▼その他経費
義務的経費、投資的経費にあてはまらない経費が7つあります。

(2) 目的別の分類
支出の目的を基準にした分け方です。新島村の目的別の歳出は14に分類されます。5ページの表10をご覧ください。

地方譲与税などがあげられます。

土地や建物など5種類。学校や公園、道路のほか役場や支所も含まれます。（表6）

村の資産は？

基金とは、長期的な視野に立ち、財源が不足したときの支出の増加に備えた積立金。一般家庭の預貯金にあたります。

▼村債（借金）
道路整備など、臨時的に多くの費用を必要とする時に、地方公共団体が国や金融機関から借り入れる資金です。いまそこに住んでいる人と、将来そこに住む人の世代間の不公平を解消することが目的です。返済期間は長期にわたります。一般家庭の借金にあたります。（表5）

表4：基金の種類（村の貯金）平成23年度末現在

基金の種類	金額
1. 財政調整基金	6億3,876万2千円
2. 減債基金	1億9,100万9千円
3. 住民センター図書	296万5千円
4. 公共施設整備	6億1,010万8千円
5. 高齢者福祉対策	2億8,420万円
6. 土地開発	3億1,190万3千円
7. ふるさと創生	2億4,753万2千円
8. 庁舎建設	8,000万円
9. 連絡船建造	1,514万5千円
10. 簡易水道事業	5,047万7千円
11. 介護給付準備	4,775万2千円
12. 介護従事者処遇改善	1千円
合計	24億7,985万4千円

表5：村債残高（村の借金）平成23年度末現在

39億5,534万2千円

表7：平成23年度にみなさんが納めた村民税

1人あたり	5万1,112円
1世帯あたり	11万1,665円

平成23年度の村民税額（調定額）を平成24年度4月1日現在の人口と世帯で割った数字です。
人口：3,004 世帯：1,375

表6：財産の状況

公有財産	土地	19,312,200.90 m ²
	建物	48,243.30 m ²
有価証券	1,011万円	
出資による権利	2億5,561万5千円	
貸付金	2億116万4千円	

みなさんが納めた村民税の額は？

表7のとおりです。

上半期の予算執行状況

歳入（収入）の状況

平成 24 年度
上半期一般会計歳入額
16 億 5,062 万円

24 年度上半期（4 月～9 月）の予算執行状況をお知らせします。
▼一般会計・歳入（収入）
16 億 5,062 万円、昨年度より 1 億 6,272 万 9 千円（9.0%）減っています（表 9）。
主な収入は、村税・地方交付税・都支出金・国庫支出金で、全体の約 83% をしめます（グラフ 1）。村税の内訳は表 8 です。
▼一般会計・歳出（支出）
11 億 7,493 千円、昨年度より、2 億 7,375 万 4 千円（19.8%）減っています。（表 10）
▼特別会計・歳出（支出）
8 億 6,574 千円で、総額の 37.5% を執行しました。（表 11）

表 8：村税の内訳

区分	収入済額	構成比
村民税	6,861 万 7 千円	36.8%
固定資産税	9,687 万 8 千円	51.9%
軽自動車税	961 万円	5.2%
市町村たばこ税	1,121 万 6 千円	6.0%
入湯税	18 万 9 千円	0.1%
合計	1 億 8,651 万円	100.0%

グラフ 1：一般会計の収入割合

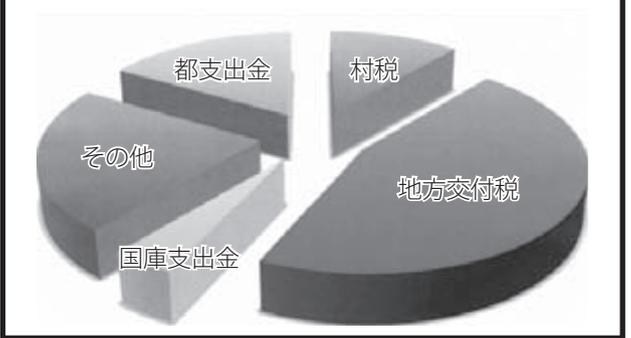


表 9：平成 24 年度一般会計歳入…平成 23 年度との比較

	平成 24 年度				平成 23 年度	
	収入済額	構成比	増減額	増減率	収入済額	構成比
村税	1 億 8,651 万円	11.3%	-846 万 4 千円	-4.3%	1 億 9,497 万 4 千円	10.8%
A 地方譲与税	549 万 5 千円	0.3%	-16 万円	-2.8%	565 万 5 千円	0.3%
利子割交付金	94 万 1 千円	0.1%	-6 万 2 千円	-6.2%	100 万 3 千円	0.1%
配当割交付金	29 万 7 千円	0.0%	-3 万 5 千円	-10.5%	33 万 2 千円	0.0%
株式等譲渡所得割交付金	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
A 地方消費税交付金	1,933 万 8 千円	1.2%	-206 万 1 千円	-9.6%	2,139 万 9 千円	1.2%
自動車所得税交付金	338 万 1 千円	0.2%	76 万 3 千円	29.1%	261 万 8 千円	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
地方特例交付金	64 万 2 千円	0.0%	-688 万円	-91.5%	752 万 2 千円	0.4%
交通安全対策特別交付金	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
地方交付税	8 億 2,103 万円	49.7%	89 万 7 千円	0.1%	8 億 2,013 万 3 千円	45.2%
分担金・負担金	837 万 7 千円	0.5%	75 万 4 千円	9.9%	762 万 3 千円	0.4%
使用料・手数料	3,207 万 1 千円	2.0%	95 万 5 千円	3.1%	3,111 万 6 千円	1.7%
国庫支出金	1,096 万 6 千円	0.7%	-5523 万 2 千円	-83.4%	6,619 万 8 千円	3.6%
都支出金	3 億 5,214 万 3 千円	21.3%	2,995 万円	9.3%	3 億 2,219 万 3 千円	17.8%
財産収入	1,985 万 2 千円	1.2%	-298 万 2 千円	-13.1%	2,283 万 4 千円	1.3%
寄付金	20 万円	0.0%	-5 千円	-2.4%	20 万 5 千円	0.0%
B 繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
繰越金	1 億 6,847 万 8 千円	10.2%	-1 億 1,806 万 2 千円	-41.2%	2 億 8,654 万円	15.8%
諸収入	2,089 万 9 千円	1.3%	-210 万 5 千円	-9.2%	2,300 万 4 千円	1.3%
A 村債	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	16 億 5,062 万円	100%	-1 億 6,272 万 9 千円	-9.0%	18 億 1,334 万 9 千円	100%

表 9・表 10 の項目説明

- 村税
みなさんが納めた税金。
- 地方譲与税
国税（自動車重量税・地方揮発油譲与税・航空燃料譲与税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方道路の整備など。
- 利子割交付金
貯金利子に課税される都民税の一部が交付されたもの。基準は都民税の割合。
- 地方消費税交付金
消費税の一定額が村に交付されたもの。目的は地方分権の推進、地域福祉の充実など。
- 自動車所得税交付金
自動車税の一定額が村に交付されたもの。目的は道路の整備。
- 地方特例交付金
抜本的な税制の見直しが行われるまで、地方税の減収を補うために交付されるもの。
- 地方交付税
国税（所得税・法人税・酒税・消費税・タバコ税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方公共団体の財政不均衡をなくし、全国一定のサービスを受けられるようにすることなど。
- 分担金・負担金
特定の村事業で利益を受けた個人や団体が、その利益の中から支払うお金。
- 国庫・都支出金
国や都が使い道を定めて交付するお金。目的や事業の性格で負担金、補助金、委託金に分類。
- 寄付金
個人や団体から譲り受けたお金。

歳出（支出）の状況

平成 24 年度 上半期の一般会計歳出 11 億 749 万 3 千円

表 10：一般会計（目的別分類）歳出……平成 24 年度と平成 23 年度の比較

	平成 24 年度					平成 23 年度	
	支出済額	構成比	執行率	増減額	増減率	支出済額	構成比
議会費	2,975 万 2 千円	2.7%	52.4%	-393 万 3 千円	-11.7%	3,368 万 5 千円	2.4%
総務費	2 億 5,395 万 1 千円	22.9%	35.2%	-1 億 836 万 4 千円	-29.9%	3 億 6,231 万 5 千円	26.2%
民生費	1 億 4,714 万円	13.3%	22.8%	-394 万 3 千円	-2.6%	1 億 5,108 万 3 千円	10.9%
衛生費	8,225 万 2 千円	7.4%	24.5%	735 万円	9.8%	7,490 万 2 千円	5.4%
労働費	1,304 万 3 千円	1.2%	44.7%	71 万 6 千円	5.8%	1,232 万 7 千円	0.9%
農林水産費	7,860 万 7 千円	7.1%	28.8%	-538 万 4 千円	-6.4%	8,399 万 1 千円	6.1%
商工費	8,864 万 1 千円	8.0%	33.6%	-5,561 万 9 千円	-38.6%	1 億 4,426 万円	10.5%
土木費	9,081 万円	8.2%	20.8%	-7,520 万 8 千円	-45.3%	1 億 6,601 万 8 千円	12.0%
消防費	3,017 万 5 千円	2.7%	5.9%	-687 千 3 千円	-18.6%	3,704 万 8 千円	2.7%
教育費	1 億 7,495 万 9 千円	15.8%	38.0%	-2,354 万 8 千円	-11.9%	1 億 9,850 万 7 千円	14.4%
災害復旧費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公債費	1 億 1,816 万 3 千円	10.7%	45.9%	105 万 2 千円	0.9%	1 億 1,711 万 1 千円	8.5%
諸支出金	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
予備費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	11 億 749 万 3 千円	100.0%	27.4%	-2 億 7,375 万 4 千円	-19.8%	13 億 8,124 万 7 千円	100.0%

平成 24 年度 上半期の特別会計歳出 21 億 4,845 万 1 千円

表 11：特別会計（歳出）……上半期の執行状況

特別会計の種類	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
連絡船事業	9,106 万 2 千円	659 万 8 千円	7.2%	3,513 万円	38.6%
簡易水道事業	1 億 3,066 万 6 千円	3,223 万 8 千円	24.7%	4,257 万 3 千円	32.6%
と畜場事業	141 万円	1 万 6 千円	1.1%	18 万 5 千円	13.1%
国民健康保険診療所	5 億 5,235 万 6 千円	1 億 782 万 4 千円	19.5%	2 億 11 万 3 千円	36.2%
国民健康保険事業	5 億 8,406 万円	1 億 5,504 万 9 千円	26.5%	2 億 3,862 万 2 千円	40.9%
後期高齢者医療事業	8,824 万 1 千円	1,049 万 2 千円	11.9%	3,131 万円	35.5%
下水道事業	3 億 2,359 万 6 千円	1,201 万 8 千円	3.7%	1 億 1,494 万 5 千円	35.5%
温泉ロッジ事業	1,758 万 6 千円	842 万 7 千円	47.9%	781 万 3 千円	44.4%
介護保険事業	3 億 5,313 万 7 千円	1 億 3,547 万 5 千円	38.4%	1 億 3,306 万 5 千円	37.7%
災害援護資金貸付事業	633 万 7 千円	72 万 1 千円	11.4%	281 万 8 千円	44.5%
合計	21 億 4,845 万 1 千円	4 億 6,885 万 8 千円	21.8%	8 億 657 万 4 千円	37.5%

- 使用料・手数料
公共施設などの使用にかかる費用が使用料、住民票などの発行やゴミ処理にかかる費用が手数料。
- 財産収入
土地の貸付料など、村の財産を運用して得た収入。
- 繰入金
特別会計や基金などから一般会計へ繰り入れるお金。
- 繰越金
前年度の過剰金などを現年度へ繰り越すお金。
- 諸収入
預金の利子や貸付金の返済金など、さまざまな収入。
- 議会費
議員の報酬や費用弁償、事務局の経費など、議会の活動にかかる経費。
- 総務費
庁舎や財産の管理など、共通の内部事務にかかる経費。
- 民生費
高齢者や障害者、児童などの福祉にかかる経費。
- 衛生費
健康診断や環境対策、ゴミ処理などにかかる経費。
- 労働費
労働者の支援にかかる経費。
- 土木費
道路の整備や街路、公園の整備、村営住宅などにかかる経費。
- 消防費
消防業務や災害対策業務などにかかる経費。
- 教育費
小・中学校、社会教育などにかかる経費。

新島村の財政は健全です。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表

平成23年度の決算にともない、新島村の財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率をお知らせします。これは、財政健全化法に基づき、公表が義務付けられているものです。

『財政健全化法』とは？

『再建法』にかわり、平成19年6月に公布された法律。『再建法』は赤字額が一定の比率を超えた財政再生団体に指定する、レッドカードのみの制度です。これに対して『財政健全化法』は、4つの指数が一定の基準を超えた場合に、『早期健全化団体』と、『財政再生団体』に指定するイエローカードとレッドカードの二段がまえて財政状況をチェックします。予防も含めた制度です。

▼4つの指数とは？

①実質赤字比率

一般会計と特別会計の一部を合わせて「一般会計等」とよびます。一般会計等の赤字をあらわします。

②連結実質赤字比率

村の会計のすべてを対象にした赤字をあらわす割合です。

③実質公債費比率

1年間に一般会計等から借金の返済に充てる額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含めます。

④将来負担比率

一般会計等から借金の返済に充てる将来の見込み額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含めます。新島村には、地方公社や第三

セクターはありません。したがって、この部分は含まれません。

▼早期健全化団体・財政再生団体の基準

①～④の指数が表1の基準値を1つでも上回ると早期健全化団体または財政再生団体になります。

▼早期健全化団体・財政再生団体とは？

会社に例えると、経営状態が悪く、倒産の一手手前が「早期

健全化団体」。倒産にあたるのが「財政再生団体」となります。

▼早期健全化団体・財政再生団体になるとどうなる？

国の監視のもとで計画的に財政の再生をすすめます。予算の制約など、お金の使い方が制限されます。このほか、役場内部の改革だけでなく、税金や公共料金の増額など、みなさんの生

…新島村の各比率の対象

新島村の決算様式	一般会計	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
	連絡船事業				
	温泉ロτζジ事業				
	災害援護資金貸付事業	資金不足比率			
	老人保健事業				
	国民健康保険診療所				
	特別会計	国民健康保険事業			
		介護保険事業			
		後期高齢者医療事業			
		公営事業会計			
と畜場事業					
下水道事業					
公営企業会計					
一部事務組合	…※新島村は対象外				
新島村が加入の組織	…※新島村は対象外				
東京都市町村総合事務組合	…※新島村は対象外				
東京都市町村退職手当組合	…※新島村は対象外				
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合	…※新島村は対象外				
東京都後期高齢者広域連合	…※新島村は対象外				
地方公社・第三セクター	…※新島村は対象外				

表1…平成23年度 財政健全化判断比率の状況

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費率	④将来負担比率
新島村の状況	—	—	7.1%	—
早期健全化基準 (イエローカード)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再建基準 (レッドカード)	20.0%			

※新島村は黒字のため「—」と表示しています。

表2…平成23年度 資金不足比率の状況

公営企業会計	特別会計の名称	資金不足比率
	簡易水道事業会計	—
	と畜場事業会計	—
	下水道事業会計	—
	健全化基準値	20.0%

■公営企業会計ごとの資金不足額が各事業規模に占める割合です。※新島村は各会計とも資金不足額がありませんので「—」表示です。

活にも大きな影響を及ぼします。

▼判断基準値からみる新島村の財政状況

新島村の4つの指数は、国の定めた基準を下回り、早期健全化団体や財政再生団体に指定されることはありません。(表1、表2)

実質赤字比率・連結赤字比率は黒字。「—」と表示しました。実質公債費比率は7.1%となっており、将来負担比率は9.9%。将来負担比率、資金不足比率も基準値以下です。「—」と表示しました。これからもより良い予算づくりに、将来に負担をかけない堅実な財政運営につとめます。

問い合わせ

企画財政課 財政係

☎(5)0240内線202

第2回くさや試食会



10月27、28日東京お台場海浜公園で「くさや試食会」が昨年に引き続き開催されました。新島村の代表的な食文化である「くさや」を通し、新島村の観光PR・誘客を目的として実施しているイベントです。今年は新島フラサークルによるフラも披露され、会場には多くの来場者があり、賑わいを見せました。

都民交響楽団コンサート

11月2日、都民交響楽団の皆さんが新島高校体育館でコンサートを開催しました。昼間の学生の部では、各小中学校から1名ずつ選ばれた子ども達による指揮者体験コーナーも。指揮をした子どもたちは「貴重な体験ができた」と喜んでいました。夜の一般の部では体育館が満員となるほどの盛況ぶりです。本物のオーケストラに皆さん魅了されていました。



第1回式根島マラソン大会



11月3日、午後2時から式根島島内で第1回式根島マラソン大会が開催されました。

コースは6kmの部、12kmの部、18km駅伝リレー（3人1チーム）の部、6km親子マラソン（2〜3人1チーム）の部。

親子マラソンの完走者全員に記念メダル、6km12kmの上位男女6名、18km駅伝リレーの上位3チームに新島ガラス製のトロフィー、副賞として池村製菓の牛乳せんべいが渡されました。

ゴミの出し方Q&A

Q 布団や畳は粗大ゴミなの？

A 粗大ゴミではありません。燃えるゴミです。新島地区と式根島地区とでは出し方が異なりますので、ご注意ください。

【新島地区】

布団→焼却場に持ち込んで下さい。

畳 →阿土山処分場に持ち込んでいただいた後、破碎して焼却場で焼却処理しています。

【式根島地区】

布団・畳ともに

→50cm以下にしてゴミ袋に入れてクリーンセンターに持ち込んでください。ゴミ袋が困難な場合は、段ボール同様ヒモで結んでいただいても構いません。

★ゴミについての問い合わせは…

民生課民生係 ☎(5)0 2 4 3

新島村博物館

こども学芸員



11月9、10日の2日間、新島村博物館で毎年恒例の「こども学芸員」の解説を実施しました。

今年も学芸員は新島小学校の3年生。

自分たちで調べ、学習した新島の生物や産業、歴史などを大きな模造紙にまとめ、訪れた来館者に元氣よく解説を行いました。

新島村職員の給与などの状況

新島村職員の給与などは、村議会の審議を経て給与条例で定められています。その内容についてお知らせします。新島村の職員は、平成24年4月1日で、123人（特別職の村長・副村長・教育長を含む）。福祉、医療、教育、土木、観光、産業など、みなさんの暮らしに関わるさまざまな分野で働いています。

1. 総括

1-1 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	平成22年度人件費率
平成23年度	2,966人	4,022,434千円	165,660千円	731,447千円	18.2%	20.3%

※1 住民基本台帳は平成24年3月31日現在。

※2 人件費には退職手当、共済費、特別職の給料報酬を含みます。

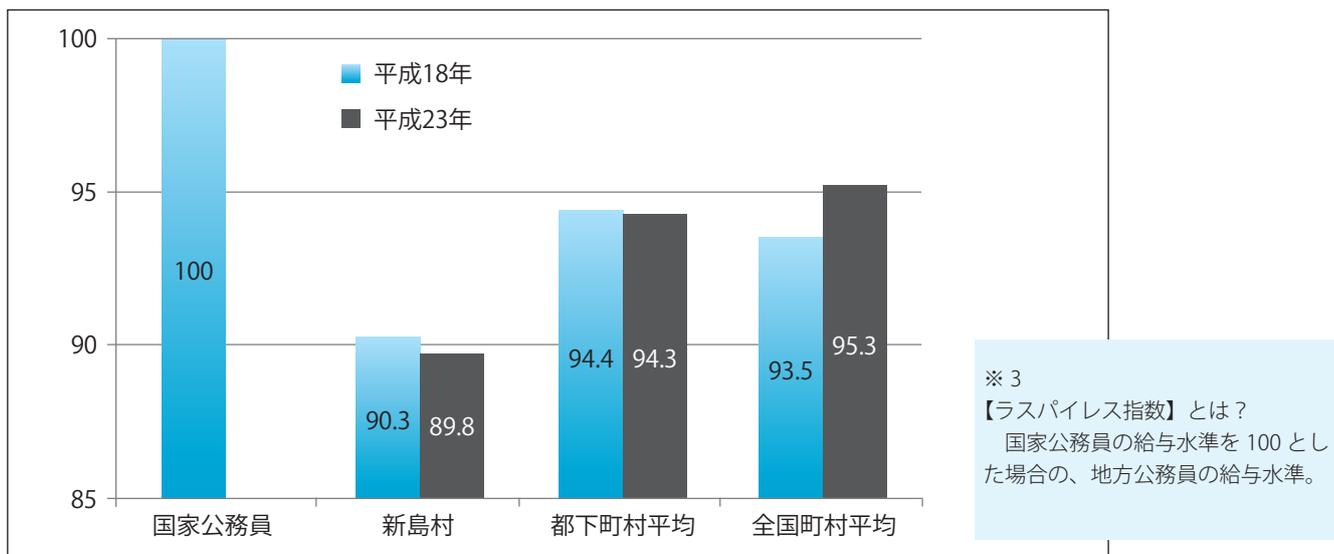
1-2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(※1)	給与費				1人あたりの給与費
		給料	職員手当(※2)	期末・勤勉手当	計	
平成23年度	91人	295,259千円	39,950千円	103,733千円	438,942千円	4,823千円

※1 職員数は平成23年4月1日現在の数。診療所、水道、その他、公営会計などの会計部門の職員数は含みません。

※2 職員手当には退職手当を含みません。

1-3 ラスパイレス指数(※3) (各年4月1日現在)



2. 職員の平均給与月額と初任給などの状況

2-1 職員の平均年齢・平均給料月額平均給与月額（平成24年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
			国ベース
新島村	41.8歳	287,747円	331,690円
			317,200円
東京都	42.3歳	328,251円	460,587円
			372,906円(減額後)
国	42.8歳	304,944円(減額後)	372,906円(減額後)

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
			(国ベース)
新島村	45.3歳	222,850円	240,693円
			239,183円
東京都	47.3歳	301,846円	412,232円
			307,506円(減額後)
国	49.7歳	270,463円(減額後)	307,506円(減額後)

▶【国ベースについて】

新島村の「平均給与月額」を国家公務員の「平均給与月額」に置き換えたときの金額です。しかし、国家公務員の「平均給与月額」には、時間外手当や特殊勤務手当などを含みません。なので、同じ条件で比較するため、これらをのぞき再計算しました。

▶【「平均給料月額」と「平均給与月額」の違いについて】

平均給料月額…職種ごとの基本給の平均。
平均給与月額…給料月額と各手当の合計。

2-2 初任給（平成24年4月1日現在）

区分		新島村	東京都	国
一般行政職	大学卒	172,200円	213,816円	172,200円
	高校卒	140,100円	142,700円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円		137,200円
	中学卒	129,200円		129,200円

2-3 経験年数別・学歴別平均給料月額（平成24年4月1日現在）

区分		10年～15年	15年～20年	20年～25年
一般行政職	大学卒	267,100円	284,100円	346,700円
	高校卒	216,300円	255,675円	297,357円
技能労務職	高校卒		237,467円	263,700円
	中学卒		202,400円	

3. 一般行政職員の級別職員数などの状況

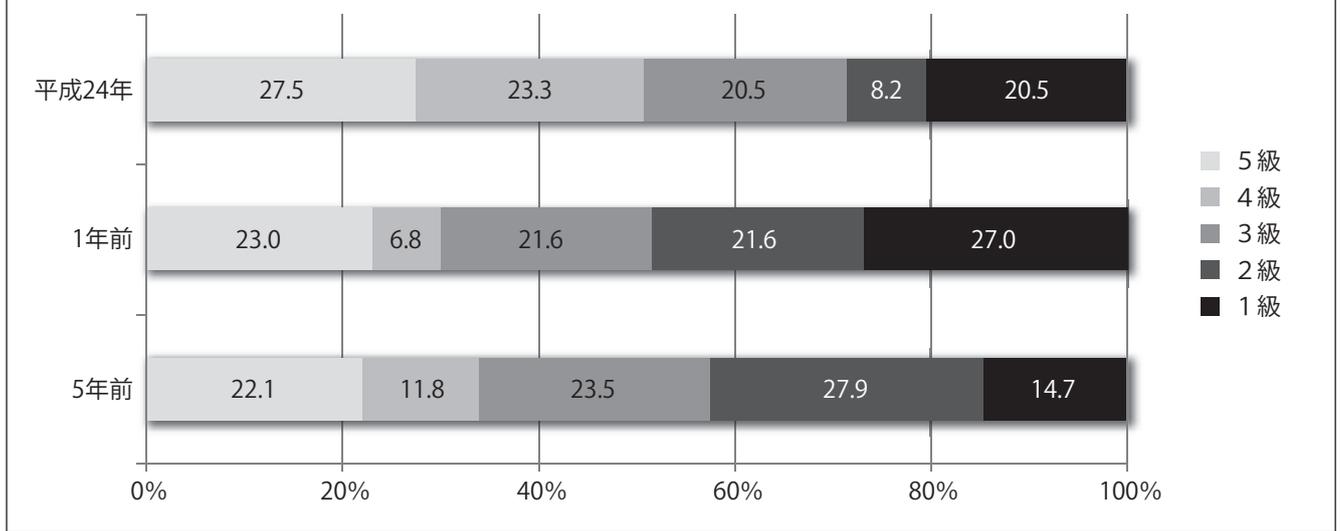
3-1 一般行政職員数（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
5級	課長・支所長・事務長・室長・主幹	15人	20.5%
4級	統括係長	6人	8.2%
3級	係長・主査	15人	20.5%
2級	主任	17人	23.3%
1級	主事	20人	27.5%

3-2 昇級期間短縮

区分		職員数
平成24年度	職員数	120人
	昇級期間が短くなった職員比率	10人 8.3%
平成23年度	職員数	123人
	昇級期間が短くなった職員比率	9人 7.3%

3-3 級別職員の構成比率



4. 手当の状況

4-1 期末手当・勤勉手当

新島村	国
24年度の支給割合 期末手当 2.60月 勤勉手当 1.35月	24年度の支給割合 期末手当 2.60月 勤勉手当 1.35月
加算処置の状況… 職務や級などで加算率 が違います。	加算処置の状況… 職務や級などで加算率 が違います。

4-2 退職手当

	新島村		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.25月分	33.50月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	32.50月分	43.50月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	49.75月分	59.20月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.20月分	59.20月分	59.28月分	59.28月分

【その他の加算措置】定年前の早期退職（2%～20%加算）
 【平成23年度に退職した1人あたりの平均支給額】
 (1)自己都合…378千円 (2)勸奨・定年…22,708千円

4-3 地域手当（新島村にはありません。）

支給総額（平成23年度決算から）		支給された職員の1人あたりの平均額	
対象地域	支給率	対象職員	国の支給率
			0%

4-4 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給総額（平均23年度決算から）		支給された職員の1人あたりの平均額	
職員全体に占める手当を支給する職員の割合		手当の種類	
		1,339千円	
		26,243円	
		42.5%	
		10種類	
代表的な手当の名称 （金額や支給者の多い手当）	対象職員	対象業務	支給単価
乗船手当	連絡船・船員	乗船業務	日額1,000円（船長）
特別自動車などの 運転手当	すべての職員	特殊自動車などの 運転	1日500円～ 1000円

4-5 時間外勤務手当

支給総額（平成23年度決算から）	25,590千円
1人あたりの平均年額	262千円

4-6 そのほかの手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容・支給単価	国との異同	異なるところ	支給額 (平成22年度決算)	1人あたりの平均年額 (平成22年度決算)
扶養手当	扶養家族がいる職員が対象 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養家族 各 6,500円 15歳から22歳の子どもへの加算 5,000円	同じ		13,590,946円	205,923円
住居手当	公舎住居者をのぞく世帯主の職員が対象 12,000円を超える家賃をはらう職員限度額27,000円	同じ		2,367,100円	169,079円
通勤手当	通勤に自動車などを使う職員が対象 片道2km以上で2,000円から	同じ		1,794,000円	78,000円
宿直手当	宿直・日直の職員が対象 宿直 4,000円 日直 1,000円	異なる	宿直 4,200円	3,714,000円	97,737円
管理職手当	管理職・監督の地位にある職員が対象 課長級(給料表5級)基本給×15%	異なる	管区機関・課長など12%	11,318,970円	665,822円
管理職特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が対象 臨時または緊急時、休日などに出勤した場合。 1回につき6時間未満 8,000円 6時間以上 12,000円	同じ		296,000円	37,000円

5. 特別職と村議員の給料などの状況

	給料	報酬	期末手当	退職手当		
				算定方法	1期の手当額	支給時期
村長	650,000円		2.95月分	650,000円×在籍年数×4.0	10,040,000円	任期ごと
副村長	580,000円		2.95月分	580,000円×在籍年数×3.0	6,960,000円	任期ごと
教育長	560,000円		2.95月分	560,000円×在籍年数×2.5	5,600,000円	任期ごと
議長		250,000円	2.95月分			
副議長		190,000円	2.95月分			
議員		170,000円	2.95s月分			

【退職手当での「1期の手当額」について】

平成24年4月1日現在の給料月額と支給率に基づき、1期(4年=48ヶ月)をつとめた場合の見込み額です。

6. 職員数の状況

6-1 部門別職員数の状況と主な増減の理由

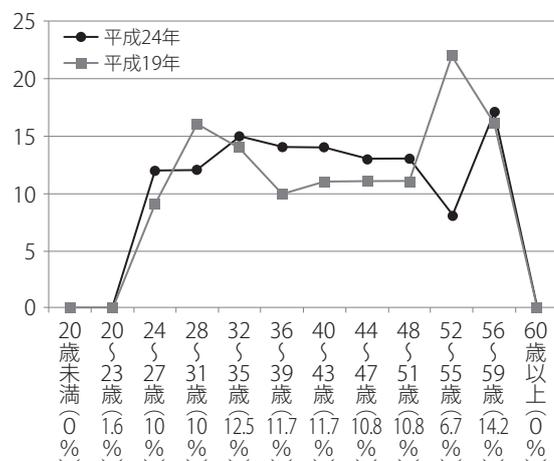
(各年4月1日現在・教育長をのぞく)

	職員数		対前年増減数	主な増減の理由	
	平成24年	平成23年			
一般行政部門	議会	1	1		
	総務	29	28	1	公社派遣職員含む増員
	税務	3	3		
	労働	2	2		
	農水	6	6		
	商工	2	2		
	土木	6	6		
	民生	20	21	△1	保育士不補充による減員
	衛生	9	10	△1	保健師不補充による減員
小計	78	79	△1		
特別行政部門	教育	10	11	△1	欠員不補充による減員
	消防	3	3		
	小計	13	14	△1	
公営企業等	診療所	20	21	△1	看護師欠員不補充による減員
	水道	2	2		
	下水	3	3		
	その他	4	4		
	小計	29	30	△1	
合計	120(135)	123(135)	△3	カッコ内は条例で定められた人数	

6-2 年齢別 職員構成の状況

(平成24年4月1日現在・教育長をのぞく)

年齢別	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	合計
人数	0	2	12	12	15	14	14	13	13	8	17	0	120



離島振興法改正に伴う住民公聴会

11月12、13日に式根島と新島で離島振興法の改正に伴う住民公聴会が実施されました。

式根島は12日に式根島開発総合センターで、新島は13日に新島村住民センターで行われました。

離島振興法は、自然的条件の厳しい離島地域と本土の産業格差を無くすために昭和28年に制定されたものです。こ

の法律は10年間の時限法（有効期間を定めて立法された法令）として制定され、その後も10年毎に改正・延長が行われていました。

現在の離島振興法の期限は平成15年4月に施行、平成25年3月までの期限となっています。

今回の公聴会は、来期（平成25年4月～35年3月）の離島振興法に係る計画「離島振興計画」のため、伊豆諸島をとりま

ている東京都へ新島村の振興計画を提出するのに伴い、住民の皆様からの要望などを反映し、作成するために行われました。

新島村の提出した離島振興計画は、東京都でまとめられ、東京都から国の主務大臣（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣および環境大臣）へ送られます。

ご参加頂いた皆さん、ご協力ありがとうございました。

秋季消防訓練



▶式根島のように

11月13日、式根島消防団が東京都消防訓練所の協力で秋季訓練をしました。

午前中のはじめは開発総合センターで小型ポンプ・遠距離送水の講義。その後ヘリポートで遠距離ポンプ運用訓練。午後も引き続きヘリポートで遠距離ポンプ運用訓練をしました。

新島消防団は14日と翌15日の2日間をそれぞれ午前と午後に分け、若郷体育館で心肺蘇生法AED（自動体外式除細動器）の講習。公益財団法人東京防災救急協会と東京都消防訓練所が協力。多くの団員が参加しました。



▶新島のようす

第25回新島国際ガラスアートフェスティバル



ガラスアート

フェスティバル

11月11日、ガラスアートセンター主催の新島国際ガラスアートフェスティバルが第25回を迎えたのを記念し、能舞が行われ、新島港船客待合所のロビーにフェスティバル関係者と多くの住民が集まりました。

2階から登場したり、衣装替えて頭が白髪から赤髪に変化したりするなどのいろいろな仕掛けと優雅な踊りで観客を魅了しました。

ガラスアートフェスティバルは11月7～17日まで開催されました。

■住民センター図書室から新刊のご案内



田端 永子



収納王子コジマジック



酒井 邦嘉

- ★サファイア 湊 かなえ
- ★楽しいこといっぱい65 栗原 はるみ
- ★折れた竜骨 米澤 穂信
- ★神様のカルテ3 夏川 草介
- ★贖罪の奏鳴曲 中山 七里

■本村住民センター図書室

利用時間

午前 9:00～午後 5:00(年末・年始をのぞく)

*新刊の貸し出しなど、教育委員会へお問い合わせください。

☎教育委員会 5-0203 直通

さわやか健康センターだより

申し込み・問い合わせ
 さわやか健康センター
 子ども家庭支援センター共通
 TEL 5-1856 FAX 5-1857
 メールアドレス
 さわやか健康センター kenkou@nijjima.com
 子ども家庭支援センター kodomo@nijjima.com

特定健診結果説明会

健康診断は受けるだけでなく、結果を知ることでも大切です。自分の健康状態を知ることが健康への第一歩！是非ご参加ください。

- 【本村地区】
 とき 12月3日(月)
 ①午前9時30分〜
 ②午後7時〜
 場所 さわやか健康センター
- 【若郷地区】
 とき 12月3日(月)
 午後2時30分〜
 場所 若郷会館いきいきサロン
- 【式根島地区】
 とき 12月4日(火)

場所 式根島開発総合センター
 ②午後7時〜

- 内容
- ① 健診結果の見方・内容の解説
 - ② 新しく加わった検査項目「e-GRI」について
 - ③ 歯科検診を活用しよう

持ちもの 健康手帳(お持ちの方)
 説明方法 集団

説明時間 40分程度
 ※結果説明の後、「積極的支援」

「動機付け支援」と、その他保健指導の対象になった人には個別指導を行います。また、希望者にも個別指導を行いますので、お申し出ください。

★結果説明会に

参加できない皆さんへ

【本村・若郷地区の皆さん】

健診結果をさわやか健康センターでお預かりしています。12月4日(火)〜14日(金)の間に取りに来て下さい。

【式根島地区の皆さん】

12月5日(水) 午前8時30分〜10時30分まで式根島開発総合センターで健康相談を行います。その時に取りに来て下さい。

問い合わせ・申込先

さわやか健康センター

式根島地区★育児学級

子育てをしている保護者の皆さん、育児学級で親子遊びや絵本の読み聞かせなど、お子さんと一緒に楽しい時間を過ごしませんか？事前申込は不要ですので、ぜひ、ご参加ください。

とき 12月5日(水)

午前9時20分〜

午前10時30分

場所 式根島開発総合センター

対象者 0〜3歳までのお子さんとその保護者

持ち物 母子健康手帳(出席カード)、オムツ、飲み物、バスタオル等は各自で用意ください。

※希望者には身長・体重測定を行います。

問い合わせ

さわやか健康センター



インフルエンザの予防

インフルエンザが流行しやすい季節となりました。感染のしくみを知り、適切な予防を行いましょ。

インフルエンザワクチンは、かかった場合の重病化防止に有効です。流行する前にワクチン接種を受けましょ。

発熱がある場合は、医療機関に電話をし、受診ましょ。また、安静にして水分を十分に補給ましょ。

感染経路	適切な予防法
飛沫感染 くしゃみや咳などの飛沫によって感染。	・マスク ・咳エチケット(※)
空気感染 屋内で飛び散ったウイルスが空気中に漂って感染。	・換気 ・湿度を保つ
接触感染 ウイルスが付着したものに手で触れて、目・鼻・口などから感染。	・手洗い ・手指消毒

※咳エチケットとは？
 咳やくしゃみをする時に、ティッシュペーパーで口と鼻をおおうこと。手でおおった後は、手に付着したウイルスを他に広げないよう手を洗いましょ。

定期予防接種☆要予約

▼新島地区

とき 12月5日(水)

午後3時半〜4時半

とき 1月9日(水)

午後3時半〜4時半

場所 本村診療所

▼式根島地区

とき 12月6日(木)

午後3時〜3時半

とき 1月10日(木)

午後3時〜3時半

場所 式根島診療所

▼全地区の共通ルール

予約締切

接種日の1週間前まで

問い合わせ・予約

さわやか健康センター

▼お願い

○接種日の受付時間は厳守してください。

○予防接種の後は、体調に変化がおきることがあります。

診療所の中で30分ほど休んでください。

診療所の中で30分ほど休んでください。

年末・年始の公共施設などの休業案内

…利用可能日 ×…休業日

役場の正月休み…12月29日(土)～新年1月3日(木)

▶ 休み期間中も職員が役場に常駐しています。

▶ 役場が休み期間中も営業する施設があります。

電話番号を掲載しますので、直接お問い合わせください。

▶ 緊急通報……固定電話から局番無し 119

▶ 急な病気やけが

本村診療所……(5) 0083

式根島診療所……(7) 0019

▶ その他の問い合わせ

新島村役場……(5) 0240

式根島支所……(7) 0004

	25日(火)	26日(水)	27日(木)	28日(金)	29日(土)	30日(日)	31日(月)	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)
本村地区	新島村役場				×	×	×	×	×	×		×
	本村診療所					×	×	×	×	×		×
	住民センター					×	×	×	×	×		
	住民センター図書室					×	×	×	×	×		
	さわやか健康センター					×	×	×	×	×		
	健康センタースポーツルーム	～17:00	～17:00	～17:00	～17:00	×	×	×	×	×	×	～17:00
	青葉会館					×	×	×	×	×	×	
	きんぷく会館 ☎(5) 0504				～17:00	×	×	×	×	×	×	
	新島村博物館 ☎(5) 7070					×	×	×	×			
	ふれあい農園				×	×	×	×	×	×		
	まました温泉 ☎(5) 0830		×						12:00～			
	砂蒸し風呂 ☎(5) 0830		×						12:00～			
	温泉ロッジ ☎(5) 1199											
	湯の浜露天温泉											
	ガラスアートセンター				×	×	×	×	×	×	×	
	ガラスアートミュージアム				×	×	×	×	×	×	×	×
	親水公園 ☎(5) 1772			×	×	×	×	×	×	×	×	×
スポーツ広場キャンプ場			×		×	×	×	×	×	×		
クリエートセンター												
自治会連合会館												
若郷地区	若郷支所				×	×	×	×	×	×		
	若郷診療所		×		×	×	×	×	×	×	×	×
	若郷会館					×	×	×	×	×		
式根島地区	式根島支所				×	×	×	×	×	×		
	式根島診療所				×	×	×	×	×	×		×
	式根島開発総合センター				×	×	×	×	×	×		
	温泉・雅湯											
	温泉・憩いの湯 ☎(7) 0576							12/30～1/3は昼3時～夜10時のみ営業				
	スポーツ広場		×			×	×	×	×	×	×	
式根島福祉センター					×	×	×	×	×	×		
式根島養殖場	×	×				×	12/29～1/6までお休み				×	
交通・放送	連絡船にしき ☎(7) 0825											
	ふれあいバス							×				
	定時放送(午後6:20)					×	×	×	×	×		
にしき・東海汽船の運航情報	情報が入りしたい放送。※放送後の問い合わせ先 にしき：☎(5) 0240 東海汽船：新島☎(5) 0187 式根島☎(7) 0357											
ゴミ施設・収集	新島ゴミ焼却場		×				～12:00	×	×	×	×	
	阿土山ゴミ処分場		×	×			～12:00	×	×	×	×	×
	式根島クリーンセンター			×			～12:00	×	×	×	×	
	神引不燃物処理場		×	×			～12:00	×	×	×	×	×
	ゴミの収集	×	×	新島のみ資源ゴミ	燃えるゴミ	×	×	×	×	×	×	燃えるゴミ

は投票日です。

拳 最高裁判所裁判官国民審査

▼不在者投票

新島村にいなくても、滞在先の区市町村の選挙管理委員会で投票ができます。それぞれの選挙で発送開始日時が違いますので、下記をご覧ください新島村選挙管理委員会へ投票用紙をご請求ください。

(1) 投票用紙等発送期間（告示日の前日より発送開始）

- 東京都知事選挙 11月28日（水）～12月15日（土）
- 衆議院議員選挙 12月3日（月）～12月15日（土）
- 最高裁判所裁判官国民審査 12月7日（金）～12月15日（土）

(2) 請求方法

ハガキや便せんなどに次のことを書いて、新島村選挙管理委員会に郵送して下さい。（電話やFAXなどでは受付できません）

- ①新島村の住所、氏名、生年月日
- ②滞在先の住所、電話番号
 - ※滞在先の住所は、建物の名前、部屋の番号など詳しく書いてください。
- ③入院している場合は、入院先の病院などに申し出て下さい。

(3) 投票場所

滞在先の区市町村の選挙管理委員会・病院など
※詳しい期間・時間等は、お近くの選挙管理委員会
または病院へお問い合わせください。

▼入場券について

入場券は下記のとおり、それぞれの告示日に発送予定ですが、お手元に届いていなくても**期日前投票**ができます。

- | | | |
|-------|----------|-----------|
| 発送予定日 | ○東京都知事選挙 | 11月29日（木） |
| | ○衆議院議員選挙 | 12月4日（火） |

▼郵便投票（事前登録が必要です）

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、その障害の程度により、要介護状態区分が要介護5の方は、郵便投票ができます。

★問い合わせ・投票用紙請求先……〒100-0402 東京都新島村本村1-1-1

新島村選挙管理委員会事務局 ☎(5)0240内線235

12月16日(日)

東京都知事選挙 衆議院議員選

▼選挙の日程

- (1) 投票日時 12月16日(日) 午前7時～午後6時
- (2) 投票所
 - 第1投票区(本村地区) 新島村住民センター
 - 第2投票区(式根島地区) 式根島開発総合センター
 - 第3投票区(若郷地区) 若郷会館
- (3) 開票日時 12月16日(日) 午後8時～住民センター

▼期日前投票

- (1) 投票期間(各選挙により、期間が異なりますのでご注意ください)
 - 東京都知事選挙 11月30日(金)～12月15日(土)
 - 衆議院議員選挙 12月5日(水)～12月15日(土)
 - 最高裁判所裁判官国民審査 12月9日(日)～12月15日(土)
- (2) 投票所

<ul style="list-style-type: none"> ・本村地区 ・式根島地区 ・若郷地区 	<table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">場所</td> <td>新島村住民センター1階会議室</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">時間</td> <td>午前8時30分～午後8時</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">場所</td> <td>式根島支所</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">時間</td> <td>午前8時30分～午後5時</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">場所</td> <td>若郷会館1階多目的室</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">時間</td> <td>午前8時30分～午後5時</td> </tr> </table>	場所	新島村住民センター1階会議室	時間	午前8時30分～午後8時	場所	式根島支所	時間	午前8時30分～午後5時	場所	若郷会館1階多目的室	時間	午前8時30分～午後5時
場所	新島村住民センター1階会議室												
時間	午前8時30分～午後8時												
場所	式根島支所												
時間	午前8時30分～午後5時												
場所	若郷会館1階多目的室												
時間	午前8時30分～午後5時												

▼投票用紙の書き方

- (1) 東京都知事選挙…候補者1名の氏名を書きます。
- (2) 衆議院議員選挙
 - ・小選挙区選出…候補者1名の氏名を書きます。
 - ・比例代表選出…政党名を書きます。
- (3) 最高裁判所裁判官国民審査

罷免すべきで無いと思った場合は、何も記入しないでください。

罷免すべきだと思った裁判官の氏名の上に×を書き入れます。

※ 罷免(ひめん)…強制的にやめさせること。免職。

農業委員会からお知らせ

新島村農業委員の改選について

任期満了に伴う新島村農業委員会委員選挙が10月23日告示され、無投票にて8名が当選されました。

新島村農業委員会委員には、当選者8名、村議会、農協からそれぞれ推薦を受けた3名の11名が新たに就任いたしました。任期は平成24年10月31日から平成27年10月30日となり、新島村の農業振興にご尽力いただきますので、農地・農業に関することは各地区の農業委員にご相談ください。

また、退任された前委員の本村地区の梅田利満さん、前田芳甫さん、式根島地区の井上かつ美さん、長年にわたり新島村の農業振興の推進にご尽力いただきありがとうございます。

【新しい農業委員の皆さん(敬称略)】

- 会長 大沼 光吉(本村)
- 会長職務代理 横田 泰一(本村)
- 委員 釜 與志雄(本村)
- 委員 須貝 紀代(本村)
- 委員 戸田 邦市(本村)
- 委員 宮川源治郎(本村)
- 委員 小林 久子(若郷)
- 委員 宮川 寅男(若郷)
- 委員 森田 一(若郷)
- 委員 青沼 進二(式根島)
- 委員 山本 一磨(式根島)

問い合わせ

新島村農業委員会事務局

(産業観光課内)
☎(5)0284(直通)

民生課からお知らせ

廃蛍光灯・廃乾電池を島外搬出しました



平成19年度から「有害ゴミ」として皆さんに持ち込んでいただいた廃蛍光灯・廃乾電池を島外搬出いたしました。

【廃蛍光灯】

- ・新島地区約6コンテナ
- ・式根島地区約2コンテナ

【廃乾電池】

- ・新島地区10ドラム
- ・式根島地区6ドラム

※正式な処理量については、後日お知らせいたします。

きれいな島づくりの一環として、今後も引き続き有害ゴミの持ち込みをよろしく願います。

します。

▼有害ゴミ(廃蛍光灯・廃乾電池)持ち込み場所

- ・新島地区：新島焼却場
- ・式根島地区：式根島クリーンセンター

問い合わせ
民生課民生係

☎(5)0243直通

診療所からお知らせ

任意のインフルエンザ予防接種の実施について

毎年、さわやか健康センターでインフルエンザ予防接種を実施していますが、当日都合が悪くなったり、予約を忘れてしまったりなど、予防接種を受けられなかった方に対して、今年も診療所で予防接種を実施します。希望される方はご利用ください。

なお、料金はさわやか健康センターで行う集団予防接種とは異なりますので、ご了承ください。

とき 12月3日(月)

28日(金)

- 場所 本村・式根島診療所
- 料金 13歳以上 3760円
- 13歳未満 3320円

問い合わせ
本村診療所 ☎(5)0083

きんぶく会館からお知らせ

ポイントカード利用開始

きんぶく会館では、11月1日からポイントカードの使用を始めました。ポイントカードはオーディオールと新たに卓球も加わり、2種類になります。

1時間の利用につき、1スタンプ押印で、5個たまる。オーディオールまたは卓球の利用が1時間無料となります。

期間は平成25年3月末までです。皆様のご利用をお待ち

しております。
問い合わせ

勤労福祉会館 ☎(5)0504

<p>POINT CARD</p> <p>きんぶく会館 卓球専用 ポイントカード</p> <p>有効期限 平成25年3月31日</p> <p>発行 新島村勤労福祉会館 04992-5-0004</p>	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> <tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>31</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td><td>35</td><td>36</td><td>37</td><td>38</td><td>39</td><td>40</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20																																
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40																																

12月は

オール東京滞納STOP強化月間

オール東京 滞納STOP 強化月間

役立てます あなたの納税
地域に暮らす みんなのために

東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施します！

都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、本年12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

平成24年度、東京都主税局では島しょ地域町村から滞納事案20件を引き継ぎ、滞納整理を行っています。

■ 12月1日～31日 新島・式根島の航路と発着時間

問い合わせ：東海汽船・新島 ☎ 5-0187 式根島 ☎ 7-0357

【神新汽船】下田行き：毎週水曜日運休

下田便	日・火・金	月・木・土
下田	午前 9:20 発	午前 9:20 発
新島	午後 12:00 着 午後 12:15 発	午後 1:20 着 午後 1:40 発
式根島	午後 12:35 着 午後 12:50 発	午後 12:50 着 午後 1:00 発
下田	午後 4:20 着	午後 4:20 着

1～31日【ジェット船】
運航日：4～7,14,21日

東京便	下り	上り
東京	午前 8:30 発	
新島	午前 11:20 着 午前 11:25 発	午後 1:25 着 午後 1:30 発
式根島	午前 11:40 着	午後 1:15 発
東京		午後 4:25 着

1～31日【大型船】

下り運休：3～6,27日を除く毎週木曜日
上り運休：4～7,28日を除く毎週金曜日

東京便	下り	上り
東京	午後 10:00 発	
新島	午前 8:35 着 午前 8:45 発	午前 11:45 着 午前 11:55 発
式根島	午前 9:05 着	午前 11:20 着 午前 11:25 発
東京		午後 7:00 着 土日 7:45 着

税政係からお知らせ

■ 事業主の方へ個人住民税は特別徴収で納めましょう

○ 個人住民税の特別徴収とは
事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月の給与から個人住民税・都民税を天引きして納入する制度です。

事業主は原則として、法人・個人を問わず、すべての従業員について個人住民税を特別徴収する義務があります。（地方税法第321条の4及び各市町村条例）。

○ 特別徴収の事務

所得税の源泉徴収とは違い、毎月住民税額の計算をする必要はありません。税額計算は市町村が行い、毎年5月初旬に「特別徴収税額決定通知書」とともに1年分の納付書を送ります。毎月給与から徴収した住民税の合計を翌月10日までに納入して下さい。

退職など異動がある場合には届け出をしていただきますが、税額変更や納付書の再発行等の事務はすべて市町村が行います。

○ 特別徴収のメリット

主に従業員の方にメリットがあります。納付を忘れて滞

納となる心配がなく、納期が年12回なので普通徴収に比べ1回当たりの納税額が少なくて済みます。納税のために金融機関等に出向く手間も省けます。

納税しやすい環境づくりのため、事業主のみなさんご協力をお願いいたします。

○ 特別徴収について

よくある質問とその答え
① 今まで特別徴収をしていなかったが、しなくてはいけないのか？
↓ 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与等の支払者）は、これまでも特別徴収の義務がありました。特に法改正が行われなかったわけはありません。制度の適正実施にご理解願います。

② 従業員が短期雇用者、アルバイト、パート、役員等の場合は？
↓ 法令にある例外規定を除き、全従業員が対象です。

③ 従業員が普通徴収を希望しているか？
↓ 選択することはできません。事業主に特別徴収の義務があります。

④ 従業員の就退職が多いが？
↓ 事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

⑤ 従業員が少ない場合は？
↓ 人数に関係なく事業主に特別徴収義務があります。なお、従

業員が常時10人未満の場合、年12回の納期を年2回とする特例があります（届出が必要）。
※ 特別徴収の実施のお申し出ご質問は役場税政係にお問い合わせください。制度については、全国地方税務協議会ホームページをご覧ください。
ホームページ
<http://www.zenzekiyo.jp/>
問い合わせ
企画財政課税政係
☎ (5) 0240 内線 113

島しょ振興公社 補助事業

平成24年度

地域振興に係る補助事業
及び人材育成共同事業

▼ 地域振興に係る補助事業

特産品の開発など、地域活性化を目的とした事業に補助金の制度があります。

【事業名】

平成24年度地域振興に係る補助事業（第3回）

【対象事業】

- ① 特産品の開発など
- ② 観光の振興など
- ③ 島おこしの人材育成など

【事業期間】

平成25年11月末まで

【対象団体】

① 島に住んでいる人5人以上の団体。

上の団体。

② 島しょ地域内に主な事業所をもつ小規模企業者。

③ 島しょ地域内の個人事業所者。

【補助金額】

補助対象経費の80%以内で上限100万円。特に必要と認められるものについては200万円。なお、視察などは補助事業の対象とならない。

【募集締切】

1月15日（火）

▼ 人材育成共同事業

【事業名】

平成24年度人材育成共同事業（第3回）

【対象事業】

人材育成を目的とした事業。

【事業期間】

平成25年3月末まで

【対象団体】

① 島に住んでいる人5名以上の組織・団体。

② 島しょ地域内に主な事業所をもつ小規模企業者。

③ 島しょ地域内の個人事業所者。

【補助金額】

1事業あたり100万円。

【募集締切】

1月15日（火）

▼ 両補助制度の申込・問合せ

企画財政課 企画調整室
☎ (5) 0240 内線 204

12月の主な行事予定

11月15日現在の予定表です。変更になる場合もありますので、ご了承ください。

★印=さわやか健康センター事業
(詳しくは、お問い合わせください)

広報にいしま十二月号

日	月	火	水	木	金	土
<p>結婚おめでとう</p>  <p>前田 明俊さん 美穂さん (本村)</p>		<p>誕生おめでとう</p>  <p>光咲ちゃん 平成24年9月2日生まれ 板屋 善仁さん (本村) 千夏さん (本村)</p>		<p>1</p> <p>■夜警始式 (新島) 午後6:00～ 役場正面玄関 ■消防団冬季夜警開始 (式根島) (～2/28)</p>		
<p>2</p> <p>■消防団冬季夜警開始 (新島) (～2/28)</p> 	<p>3</p> <p>★特定健診結果説明会 (本村・若郷) 午前9:30～ 午後7:00～ さわやか健康センター 午後2:30～ 若郷会館</p> 	<p>4</p> <p>■第4回新島村議会定例会 ★若返り体操教室 午後1:30～3:30 さわやか健康センター ★特定健診結果説明会 (式根島) 午後2:00～ 午後7:00～ 式根島開発総合センター ★ヨガ教室 午後6:00～7:00 さわやか健康センター</p> 	<p>5</p> <p>★育児学級 (式根島) 午前9:20～10:30 式根島開発総合センター ★定期予防接種 (新島) 午後3:30～ 本村診療所</p> 	<p>6</p> <p>★乳幼児健診 (式根島) 午後1:00～2:00 式根島開発総合センター ★定期予防接種 (式根島) 午後3:00～3:30 式根島診療所 ★いきいき体操 午後6:00～7:30 午後8:00～9:30 さわやか健康センター</p> 	<p>7</p> <p>■眼科専門診療 受付 午後12:30～15:30 本村診療所 ★ヨガ教室 午前10:00～11:00 さわやか健康センター</p> 	<p>8</p> <p>■眼科専門診療 受付 午前8:30～10:30 本村診療所</p> 
<p>9</p> 	<p>10</p> 	<p>11</p> <p>★ヨガ教室 午後6:00～7:00 さわやか健康センター</p> 	<p>12</p> 	<p>13</p> <p>★いきいき体操 午後6:00～7:30 午後8:00～9:30 さわやか健康センター</p> 	<p>14</p> <p>★ヨガ教室 午前10:00～11:00 さわやか健康センター</p> 	<p>15</p> <p>■農フェスタ 2012</p> 
<p>16</p> <p>■都知事選挙・衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査 午前7:00～午後6:00 各地区投票所 ■ボウリング大会 午前9:00～ 勤労福祉会館 ■古文書を読む会 午後1:30～ 博物館</p> 	<p>17</p> 	<p>18</p> <p>★若返り体操教室 午後1:30～3:30 さわやか健康センター ★ヨガ教室 午後6:00～7:00 さわやか健康センター</p> 	<p>19</p> 	<p>20</p> <p>★いきいき体操 午後6:00～7:30 午後8:00～9:30 さわやか健康センター</p> 	<p>21</p> <p>★ヨガ教室 午前10:00～11:00 さわやか健康センター</p> 	<p>22</p> <p>■管内小中学校終業式 各体育館 ■農業教室 9:00～11:30 ふれあい農園</p> 
<p>23/30</p> <p>※30日は全ゴミ処理施設の営業は正午まで。</p> 	<p>24/31</p> <p>※31日～1月3日は全ゴミ処理施設・ゴミ収集お休み。</p> 	<p>25</p> <p>★25～28日は健康センタースポーツルーム使用は午後5時まで</p> 	<p>26</p> <p>■農業委員会総会 午前9:00～ 住民センター3階研修室</p> 	<p>27</p> 	<p>28</p> <p>■御用納め式 午後5時～ 住民センター集會室</p> 	<p>29</p> 

編集・発行 新島村役場 企画財政課 企画調整室
〒100-0402 東京都新島村本村一丁目1番1号

収集⇒  …燃えるごみ  …燃えないごみ  …資源ごみ 施設⇒  …式根島クリーンセンター  …新島焼却場  …神引処分場  …阿土山処分場
★ごみはルールを守り出してください。 家庭ごみについての問い合わせ先 民生課民生係 5-0240 内線108